

## 令和4年度庄内町高齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、定年退職後等の高齢者に地域に密着した仕事を提供し、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の促進を図るため、一般社団法人庄内町シルバー人材センター（次条及び第6条において「センター」という。）に対し、予算の範囲内で令和4年度庄内町高齢者就業機会確保事業費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、センターが実施する高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）実施要領（平成12年6月12日付け労働省発職第124-2号労働事務次官通知）に基づく高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）（別表において「補助対象事業」という。）に要する別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額以内の額とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
  - (2) 収支予算書（様式第2号）
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (実績報告)

第5条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
  - (2) 収支精算書（様式第2号）
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (概算払)

第6条 町長は、事業の遂行において特に必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けたセンターは、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和4年度庄内町高齢者就業機会確保事業費等補助金概算払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	種 目	対 象 経 費
運 営 費	1 人件費	補助対象事業の管理に必要な次に掲げる経費 (1) 職員基本給 (2) 職員特別給与 (3) 職員諸手当 (4) 社会保険料 (5) 法定福利費 (6) 福利厚生費 (7) 職員退職給与引当金 (8) 退職金掛金
	2 管理費	補助対象事業の管理に必要な次に掲げる経費 (1) 旅費 (2) 備品費 (3) 消耗品費 (4) 会議費 (5) 印刷製本費 (6) 通信運搬費 (7) 光熱水料 (8) 公租公課 (9) 借料及び損料 (10) 保険料 (11) 諸謝金 (12) 賃金 (13) 社会保険料 (14) 法定福利費 (15) 福利厚生費 (15) 退職金掛金 (16) 教材費 (17) 訓練委託費 (18) 雑役務費

様式第1号（第4条、第5条関係）

事業計画（実績）書

事業概要	
活動内容	

様式第2号（第4条、第5条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備 考
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備 考
	円	
計	円	

庄内町長 宛

団 体 名  
代表者氏名

令和4年度庄内町高年齢者就業機会確保事業費等補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定の通知があった令和4年度庄内町高年齢者就業機会確保事業費等補助金について、令和4年度庄内町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 残 額 円
- 5 概算払を必要とする理由

6 振 込 先

金融機関名		店 名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			